# 「中国における紛争解決法( 前編 )」

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田 幸雄

#### はじめに

対中国事業展開上の紛争を解決する方法には、 友好的協議、調解1)、仲裁、訴訟がある(2)。この 紛争解決方法のうち、仲裁について紹介する。仲 裁について紹介するのは、次の理由による。近年、 「中国企業と外国企業の貿易および投資の拡大に つれ、両者間の紛争も増加している。√³)ところ、 「仲裁は、国際商事紛争を解決するために、最も 利用される方法である。」からである(4)。 こうした ことから、中国国際経済貿易仲裁委員会(以下、 「CIETAC」という。が下した国際商事仲裁判断 について、日本で執行申立の裁判が提起される事 案も見られるようになってきている(5)。中国のWTO 加盟により、外国企業の対中事業も一層拡大し、 国際商事取引上のトラブルも増えることが予想さ れる(6)。このとき、中国の国際商事仲裁制度を理 解することは、対中取引を行う当事者、とりわけ 紛争当事者にとって、商取引紛争解決方法を明ら かにし、法的安定性を確保する上で意味があると いえる。

そこで、2001年12月にCIETACを訪問し、ヒアリングした内容および提供された資料に基づき、以下において、(1)中国の国際商事仲裁制度を概説し、(2)CIETACの国際商事紛争受理・審理状況、および受理している紛争内容、日中間の紛争の特徴を概観し、(3)中国における紛争解決方法としてのCIETACの利用について検討する。

# 1 中国の国際商事仲裁制度

中国において、国際商事仲裁が始まったのは、新中国成立後である。このときの国際商事仲裁は、行政法規の方式で行われた。この行政法規とは、「中国国際貿易促進委員会に対外貿易仲裁委員会を設置することに関する中央人民政府政務院の決定」である。この決定は、中国政務院が1954年5

月6日の政務院第215回政務会議において採択した ものである。上記の決定第1項は、「中国国際貿 易促進委員会に対外貿易仲裁委員会(以下、「仲 裁委員会」という。)を設置し、対外貿易契約およ び取引から生じる紛争、特に外国の商号、公司ま たはその他経済組織と中国の商号、公司またはそ の他経済組織との間の紛争を解決する」とし、中 国において国際商事仲裁を行う根拠が形成された。 この決定に基づき、中国国際貿易促進委員会は、 1956年3月31日の第4回委員会会議の席上で「中 国国際貿易促進委員会対外貿易仲裁委員会仲裁手 続暫行規則」を採択した。上述の通り、この時期 の国際商事仲裁は、法律の制定による国際商事仲 裁の規範化ではなく、行政法規によったものであ った。この理由は、国際商事仲裁についても、統 制貿易政策の下、国による統制管理ができるよう にという趣旨からである。この時期には、中国の 対外貿易は未発達で、法制も不備であり、国際商 事仲裁活動も僅かであった。

1970年代に入り、外国との交流を開放していっ た。とりわけ、1978年12月に中国共産党第11期3中 全会が開催され、同会議において、近代化建設が 全党の活動の重点として位置づけられるに至って から対外経済関係は一変する。国際商事仲裁に関 しても、積極的な利用制度が形成された。対外経 済関係法において、紛争処理条項に国際商事仲裁 の利用が規定されるようになった。西側諸国との 二国間協定の締結も進展している。例えば、日中 間においては、「日本国と中華人民共和国との間 の貿易に関する協定 (1974年6月22日発効、いわゆ る「日中貿易協定」が締結されている。同協定に おいても当事者間で生じた商事紛争については、 仲裁条項に基づき、仲裁に付することができる(第 8条第2項)とされ、日中両国の仲裁機関の利用 を奨励している(第8条第3項)。

	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	2001
全体:																	
受理数	37	75	129	162	231	238	274	267	486	829	902	778	723	678	669	633	731
結審数							205	236	294	574	875	797	764	736	706	738	712
うち、判断							109	60%	109		519	636	606	590	546		
和解							20	13%	24		45	48	41	45	51		
取消							34	27%	41		64	113	117	105	109		
うち、北京																	
受理数			約500			230	211	203	389	600	660	543	490	451	428	410	420
結審数							163	160	217	430	628	569	558	508	365	493	429
うち、上海																	
受理数	-	-	-	-	-	8	10	15	40	88	88	88	110	111	130	123	173
結審数	-	-	-	-	-	-	5	8	21	57	89	77	85	110	78	127	147
うち、深圳																	
受理数			約170			-	53	49	57	141	146	147	123	123	111	100	138
結審数			約 70			-	37	68	56	87	158	151	121	118	103	118	136

表 1 渉外仲裁委員会の案件受理状況

【出所】 1992年までの数字は、拙著『チャイナウォール』(財団法人通商産業調査会)、1992年4月15日の仲裁委員会深框分会成立10周年祝賀大会における徐大有副会長の講話より。1993年は、唐明「仲裁委員会とその分会の関係」『仲裁与法律通訊』1994年第2期より。1994年及び1995年(1月から12月8日までの統計である。)は、筆者が仲裁研究所王生長主任にヒアリングしたものである。1996年以降は、『中国渉外仲裁年刊』各年版による。

1986年12月2日には、全国人民代表大会常務委員会によりニューヨーク条約に加入することに関する決定がなされ、同年12月13日に全国人民代表大会常務委員会によりニューヨーク条約に加入についての批准がなされた。

1991年「民事訴訟法」は特段に一章を設け、中国の渉外仲裁の関係問題について規定をした。この中には、渉外仲裁合意には法院の管轄権を排除する効力があること(第257条)、渉外仲裁における財産保全(第258条)、渉外仲裁判断を強制執行する管轄法院(第259条)、渉外判断の不執行の条件(第260条)、判断不執行後の当事者がとることのできる救済手段(第261条)。該法の「司法共助」の章では、中国の渉外仲裁機関による判断国外における執行について原則的な規定を設けている(第266条)。

中国は、1994年に「仲裁法」を採択した。仲裁 に関する初の単行法である。仲裁法は第7章で渉 外仲裁に関する特段の章を設けている。ここに法 形式として、初めて国際商事仲裁が規範化された。

#### 2 CIETACの活動状況

対外開放政策の導入以降、CIETACが受理する 紛争事件は急速に増えてきている。これは、中国 企業と外国企業の一般貿易取引、補償貿易、合弁 企業などの直接投資などが増えているからである。

#### (1) 紛争処理状況

紛争受理状況は、表1の通りである。この紛争 受理件数は、世界で最も多い。2001年に受理した 事案数は731件(渉外事案553件、国内事案178件) であり、うち北京総会は420件、上海分会は173件、 深圳分会は138件である。係争金額は105 5億元、2000 年に比べ25 56億元増加した。うち北京総会は86 3 億元、上海分会は8億元、深圳分会は11 2億元で あった。2001年の結審数は712件、うち北京総会は 429件、上海分会は147件、深圳分会は136件である。

## (2) 紛争の内容

紛争の内容は、以下の表2の通りである。2001年の場合、合弁・合作関係の紛争と一般貨物売買契約に関する紛争が50%以上を占める。次いで、融資、リース、建築、工事、証券、不動産、代理および補償貿易・委託加工貿易が48%を占める。最近の特徴としては、入札、広告、保険、労働紛争、業務委託管理などに関する紛争が申し立てられるようになったことである。

仲裁委員会の受理する案件のうち、最近になって、合弁企業、合作企業に関する案件が増えているのが特徴である。また、紛争事件が複雑、かつ、難しくなってもきている。とりわけ、合弁や補償貿易契約などに関する案件では、その処理すべき内容が広範かつ複雑化しており、場合によっては、法律上に規定がなかったり、規定が不明瞭であっ

内容	90	92	93北京		94	95北京	96	97	98	99	2000
内 容	(%)	(%)	件数	(%)	(%)	件数	件数	件数	件数	件数	件数
一般貨物の輸出入	40%	47%	113	29		396	427	387	219	326	680
プラント、生産ラインの導入	23%	10%	45	11 5							
原材料 (含、薬品)の輸出入	20%	15%	91	23 <i>A</i>							
合弁企業、合作企業関連	8 %	19%	111	28 5	48 3	187	259	245	225	211	621
委託加工貿易関連	6 %	2 %	7			7					
建築据え付け			3				92	132	234	142	679
その他(リース、保険など)	3 %	7 %	19								

## 表 2 CIETACの紛争受理内容

【出所】 1990年、1992年については、筆者の深圳分会肖志明主席のヒアリングによる。1993年は、全国人大常委会法制工作委員会民法室、中国 国際経済貿易仲裁委員会秘書局編『中華人民共和国仲裁法全書』法律出版社1995年2月より。1994年は、中国国際経済貿易仲裁委員会1994年 - 1995年度活動報告より。1995年(1月-12月8日までの統計である。)は、筆者が仲裁研究所王生長主任にヒアリングしたものである。1996 年以降は、『中国渉外仲裁年刊』各年版による。

たりするものがあり、違約責任を確定することが 難しくなってきている。

合弁企業に関する紛争についていえば、出資に関する紛争、経営管理に関する紛争、及び仲裁機関と清算に関する問題の3つが、比較的多くみられる紛争であるという。

第1に、出資に関しては、これが不足していることをめぐって当事者間で紛争が生じており、具体的には、中国側が現物出資をする場合にこれが準備できなかったり、評価額に外国側から疑義が提出されたりといったことである。また、外国投資家の出資もこれが設備や技術である場合、中国の商品検査機関の鑑定を受けなければならないことから、当該機関による鑑定の結果、外国側の申告した評価額と鑑定の結果が一致せず、問題となっているということである。

第2の経営管理の問題に関しては、中外当事者 の合作がうまくいかないといったことと、行政機 関による合弁企業に対する干渉という問題がある。

第3の仲裁機関と清算の問題については、次の 点が指摘されよう。外国投資家投資企業の清算の 過程で紛争が生じ、仲裁に付託されるケースも少 なくない。しかし、中国の国内法の不備などから、 仲裁に付託したとしても必ずしも問題が完全に解 決されるわけでもなく、なお改善の余地が多い。

# (3) 紛争当事者

紛争当事者は、2000年の場合、最も多いのが香港で全体の39.6%を占め、次いで米国が7.9%である。以下は、シンガポール、韓国、日本、台湾、オーストラリア、ドイツ、カナダ、英国、スイス、

ロシア、イタリア、ニュージーランドなどである。2001年には、紛争当事者としては、40余カ国・地域に上るが、香港特別行政区が278件(38%)米国65件(9%)が多く、以下、シンガポール、韓国、日本、台湾、オーストラリア、ドイツ、カナダ、英国、スイス、ロシア、イタリア、ニュージーランドの順である。(続)

#### 【注釈】

- (1)調解とは、双方または多数当事者の間で生じた民事権益紛争につき、当事者の要請により、または人民法院、法廷、群集調解組織が、和解が可能であると見なす場合、訴訟を減少させるため、法廷または群集調解組織が、取り持ち、説服教育し、当事者を相互に了解させ、紛争を解決することである(『中国大百科全書(法学)』(中国大百科全書出版社、1984年)589頁)。中国語の「調解」を「調停」と日本語に翻訳することも見られるが、中国において「調停」は、国際投資紛争処理に関して、当事者に対する拘束力のない勧告的性質をもつ、政府による政治的解決方法の1つである(『中国大百科全書(法学)』(中国大百科全書出版社、1984年)236頁)。
- (2)劉西林編著『経済糾紛的解決与仲裁制度』(上海財経大学出版社、1997年)23頁。
- (3)Stanley B. Lubman & Gregory C. Wajnowski, *International Commercial Dispute Resolution in China: Apractical Assesment* The American Review of International Arbitration Vol 4,1993, No 2 at107.
- (4)全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室、中国国際経済貿易仲裁委員会秘書局編著『中華人民共和国仲裁法全書』(法律出版社、1995年)69頁。
- (5)中国の仲裁判断の日本での執行が認められた事案に以下のものがある。(1)岡山地裁平成5年7月1日判決( 判夕857号271 頁、判時1492号125頁)、(2)東京地裁平成5年7月20日判決( 判夕859号255頁、判時1494号126頁)、(3)東京地裁平成6年1月270日判決( 判夕853号266頁)、(4)福岡高裁平成10年5月29日判決( 判夕1024号272頁、判時1690号、80頁)、(5)横浜地裁平成11年8月25日判決( 判夕1053号266頁, 判時1707号146頁)。
- (6)Randall Peerenboom, *Enforcement of Arbitration Awards in China*, The China Business Review, Junuary-February 2001.